

令和7年度名古屋市交通局

モバイルバッテリーレンタルスタンド設置提案募集要項

令和8年2月

名古屋市交通局

・・・・・・・・目次・・・・・・・・

- 1 趣旨
- 2 設置対象
- 3 設置期間
- 4 応募資格
- 5 募集条件
- 6 月額使用料
- 7 利用者数の報告
- 8 提出資料
- 9 設置者の選定
- 10 その他

関連資料

- (別紙1) 募集対象一覧
- (別紙2) 設置場所図面
- (別紙3) 設置場所写真
- (別紙4) 暴力団関係事業者の排除に関する合意書
- (別紙5) 利用実績報告書
- (様式1) 設置提案書
- (様式2) 提案定額使用料（月額）一覧表
- (様式3) 誓約書
- (様式4) 法人役員に関する調書
- (様式5) 委任状

1 趣旨

交通局では運輸収益以外の増収を図るため、資産の有効活用に積極的に取り組んでおり、市バス・地下鉄利用者の利便性向上とともに、収益性を重要視する事業のひとつとしてモバイルバッテリーレンタルスタンド（以下、「レンタルスタンド」という。）の設置を進めます。

レンタルスタンドの設置については、公平性・透明性・競争性が確保された制度とするため、設置提案募集を実施します。設置提案募集では当局の提示する条件を満たし、遵守する応募者の中から審査のうえ、設置者を選定します。

なお、レンタルスタンドとは、貸出用のモバイルバッテリーを不特定の利用者に対し貸出及び返却を行うことを目的とした什器とします。

2 設置対象

10物件

※ 設置場所及び各場所の設置条件は別紙1、2及び3を参照

3 設置期間

令和8年6月1日から令和13年3月31日まで

4 応募資格

応募対象者は募集公告の日から過去3年以内に、自ら管理及び運営するレンタルスタンドを設置した実績を有する会社とします。

ただし、本募集の応募受付期間中に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（別紙4）に基づく排除措置を受けている会社は応募できません。応募者（役員等を含む）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会する場合があります。

5 募集条件

(1) 設置物に関する条件

ア 本募集により設置することができるものは、レンタルスタンドに限ります。

イ レンタルスタンドが移動及び転倒しないよう措置を行ってください。アンカーを用いる場合は、タイルにアンカーを打たず、床面の目地に打ってください。

ウ 本募集により設置するものは、極力不燃材を使用することとします。

エ 設置するレンタルスタンドの1基当たりの水平投影面の大きさは、「表1 設置方法と条件一覧」に従うこととします。この水平投影面積は、転倒防止板等の固定部材を含みます。

オ 設置物の電気使用量の定格消費電力は「表1 設置方法と条件一覧」に従うこととします。

表 1 設置方法と条件一覧

設置方法	水平投影面	最大定格消費電力
床置き	0.65m×0.55m 未満	100V-400W

- カ 貸出用のモバイルバッテリーは、ケーブル及び端子が一体となっているものとします。
- キ 貸出用のモバイルバッテリーは、PSE規格や技術基準に適合し、安全性が高いものとします。
- ク 貸出用のモバイルバッテリーに、Wi-Fi ルーター等の他の機能を付与する場合は、あらかじめ当局の承認を得るものとします。
- ケ 当局の施設内に設置実績のないレンタルスタンド・貸出用のモバイルバッテリーを設置する場合は、あらかじめ当局の承認を得るものとします。
- コ 申請した設置物を超える付属物（のぼり・ガイドブック等）の設置を禁止します。ただし、当局の許可を受けたものについては可とします。
- サ レンタルスタンドには、広告表示となるようなシール貼り、カラーリング及びロゴ等のプリントは一切不可とします。ただし、下に示す条件①～③のいずれかを満たすものについては本項の対象外とします。
- ①会社名及びブランド名等は、1 基につき 1 箇所、必要最小限の表示
 - ②サービス・機能の説明に関する表示
 - ③他、当局の許可を受けたもの
- シ 広告パネルはA3サイズ（297 mm×420 mm）以下かつ、1 箇所までとします。広告パネルとしてディスプレイ等の電子的な表示機器を使用する場合は、単一の静止画のみとします。また、広告パネルに限り、コ項の条件に加えて、サービスに関する広告表示を可とします。
- ス レンタルスタンドには、利用手順を必ず掲示してください。紙で掲示する場合は飛散防止の措置を施してください。
- セ レンタルスタンド本体が貸出手続き用の充電機能を有する場合は、その機能がある旨を掲示してください。
- ソ 各物件の個別の設置条件等は当局の指示によるものとします。詳細は（別紙 1、2 及び 3）のとおりとします。
- タ レンタルスタンド及びレンタルスタンド周辺の清掃を定期的に行い、常に清潔に保つこととします。
- チ （別紙 1）の「広告緩和」の欄に●印がある設置場所はコ項及びサ項の制限の対象外となるほか、他事業者・他サービスの広告とならない内容に限り、ラッピングやデジタルサイネージ等の広告表示も可とします。ただし、詳細は当局との調整によるものとし、事前に当局の承認を得て設置してください。また、関係法令を遵守してください。
- ツ 原則当局とマナカ加盟店契約を締結し、名古屋市交通局マナカ加盟店としてマナカ電子マネー決済を導入していただきます。当局が事前に許可した場合に限り、当局提携事業者とマナカ加盟店契約を締結し、名古屋市交通局加盟店としてマナカ電子マネー決済を導入することが可能です。また、当局以外の交通系電子マネー加盟店となることは認め

られません。ただし、サービスにかかる決済がマナカ電子マネーの利用に適さないと当局が判断する場合については、交通系電子マネー決済を導入する必要はありません。マナカ加盟店契約手続きのほか、マナカ電子マネーについては、次の当局担当者と協議してください。

担当部署：名古屋市交通局営業課

TEL：０５２－９７２－３９２７

FAX：０５２－９７２－３８１７

E-mail：ic-card@tbcn.city.nagoya.lg.jp

(2) 運営に関する条件

- ア 維持管理（メンテナンス、清掃、クレーム対応等）は全て設置者の対応とします。
- イ 営業時間は午前５時～午前０時の範囲内とします。
なお、地下鉄の営業時間は午前５時～翌午前０時半です。
- ウ レンタルスタンドには故障、問い合わせ及びトラブルが発生した場合の担当会社名と連絡先を必ず明記してください。ただし、必要最小限の表示としてください。
- エ 当局よりモバイルバッテリー本体の数量調整、掲示物及び清掃状況等に関する指示があった場合は、迅速に対応してください。
- オ 商品や台車等を一時的に置く際は、乗客の通行の妨げにならない場所に置いてください。
- カ エレベーターを利用する場合は、必ず乗客を優先してください。エスカレーターの利用は禁止します。
- キ 装置の整備等、乗客の通行に影響がある作業は、通行の支障とならないよう午前１０時～午後４時の間に行ってください。ただし、作業内容によっては鉄道利用者の安全確保のために地下鉄営業時間外（午前１時～午前４時３０分）とする場合があります。
- ク 駐車スペースはありません。バスターミナル内の駐車は禁止です。
- ケ その他法令等を遵守してください。

(3) 設置方法に関する条件

- ア 設置は後述の行政財産使用許可の開始日以降、速やかに行うものとします。やむを得ない理由で設置を行うことができない場合は、当局との協議によるものとします。
- イ 設置及び撤去費用（運搬に係る費用等）は、全て設置者の負担となります。また、駅改修等に伴うレンタルスタンドの移動及び撤去に係る費用も全て設置者が負担するものとします。詳細な条件は当局の指示によるものとします。
- ウ 撤去を行う場合は、原状に回復するものとします。
- エ 設置及び撤去作業は、設置場所によっては鉄道利用者の安全確保のために地下鉄営業時間外（午前１時～午前４時３０分）の作業となる場合があります。

(4) 行政財産使用許可に関する条件

- ア レンタルスタンドは、当局に対して行政財産である設置場所の使用を申請し、当局の許可を受けることにより、設置することができます。
- イ レンタルスタンドの設置許可は、年度ごとに使用の申請を行い、許可の更新を受けるものとし、設置期間は、「3 設置期間」によるものとします。
- ウ 本募集により得たレンタルスタンドの設置に関する権利について、その全部又は一部を第三者へ譲渡、転貸等を行うことはできません。
- エ 設置者に選定された通知を受けた場合、行政財産使用許可申請手続きに先立ち、保証金として1基あたり50,000円を納めていただきます。
- 納められた保証金は、行政財産使用許可の終了時の残置物に対する原状回復経費及び賃料等の滞納が生じた場合に充当します。
- 行政財産使用許可期間が満了する際に適切な原状回復工事が行われ、賃料の滞納等の設置条件違反等が無い場合は、行政財産使用許可期間が満了する際に設置者からの請求により返還いたします。
- また、「3 設置期間」の間で行政財産使用許可を更新する場合は、次年度に引き継ぐことができます。
- オ 当局に納めるすべての保証金・月額使用料は、当局が交付する納入通知書により、名古屋市交通局出納取扱金融機関（三菱UFJ銀行 本支店・出張所窓口）で納付してください。

6 月額使用料

(1) 月額使用料

- ア 月額使用料は、定額使用料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。
- イ 定額使用料は、当局が設定した最低提案額に、提案者が500円単位の提案加算額を加算した金額とします。
- ウ 最低提案額には、電気使用料及び道路占用料相当額を含みます。

(2) 納付方法

月額使用料は、当局が発行する納入通知書により、指定期日までに納付してください。原則として、1年度分の月額使用料を一括で納付することとします。

7 利用者数の報告

各レンタルスタンドの毎月の利用者数を4半期ごとの翌月10日（閉庁日の場合は前開庁日）までに当局へ報告することとします。

8 提出書類

(1) 提案書

以下の書類に必要事項を記入し、提出期限までに提出してください。提出方法は持参又は郵送に限ります。提出いただいた資料の返却は致しません。

また、提出期限を過ぎてからのお申込み、提出書類の記載に明らかな漏れがある場合は受

付けできません。

ア 設置提案（様式１）

イ 提案定額使用料（月額）一覧表（様式２）

- ・ 募集対象の中から任意の物件を組み合わせてください。
- ・ 設置を希望する物件番号の欄に、５００円単位の提案加算額を加算した定額使用料（月額）を記入してください。
- ・ 設置を希望しない物件番号の欄は空欄としてください。

ウ 誓約書（暴力団事業者の排除関係）（様式３）

エ 法人役員に関する調書（様式４）

- ・ 記入例を参考に登記事項証明書に記載されている役員情報を記入してください。

オ 会社概要等（会社等の事業内容、経歴等がわかるもの、パンフレット等）

カ 決算報告書（会計原則に従った公式のもので、直近のもの。）

キ 納税証明書

- ・ その３の３（法人税と消費税及び地方消費税）の原本（発行日から３か月以内のもの）

ク 登記事項証明書

- ・ 履歴事項全部証明書の原本（発行日から３か月以内のもの）

ケ 募集公告の日から過去３年以内に自ら管理及び運営するレンタルスタンドを設置した実績がわかるもの（官公庁に関しては行政財産使用許可書等の写し、民間施設に関しては契約書等の写し）

コ 設置予定のレンタルスタンドのカタログ（サイズ、機能等がわかるもの）及びモバイルバッテリー本体のカタログ（種類、品質等がわかるもの）

サ 利用方法・決済方法のカタログ

シ 委任状（様式５）

- ・ 代表者（登記事項証明書により代表権があることが確認できる者：代表取締役等）に代わって代理人が提案する場合は、委任状が必要となります。また、代表者は複数の代理人に権限を委任することはできません。
- ・ 代理人を定める場合は「ア 設置提案」の代表者は、代理人としてください。

(2) 提出期限・提出先

提出期限 令和８年３月６日（金）１６時必着

提出先 〒４６０－８５０８

名古屋市中区三の丸三丁目１番１号（西庁舎１０階）

名古屋市交通局資産活用課（担当：深田・太田）

TEL : ０５２－９７２－３９１０

FAX : ０５２－９７２－３８１７

E-mail : jigyo-kaihatsu@tbcn.city.nagoya.lg.jp

9 設置者の選定

(1) 選定方法

当局では選定委員会を設置、開催し、応募者からの提案について、次の評価基準に従い1基ごとに審査し、設置者を選定します。

評価基準

評価項目	指 標	配点
収益性	提案定額使用料	60 点
乗客利便性	トラブルへの対応	30 点
	清掃・メンテナンス頻度	
	国内規模	
	交通局施設への設置実績・意欲	
事業信頼性	営業年数	10 点
	事業活動・社会貢献・違反等	
合 計		100 点

(2) 選定結果の通知

- ア 選定結果は、当局ウェブサイトにて公表するとともに、応募者に郵送で通知します。
- イ 設置者には上記通知後、保証金を納めるための納入通知書をお渡しします。設置者は納入通知書を受領した後、期日までに保証金を納めていただきます。
- ウ 正当な理由がなく辞退するなど、本募集の円滑な実施の妨げとなる行為があった事業者は、保証金を返還しないものとし、次年度から起算して5年間は当局が実施するレンタルスタンド設置提案募集に応募できません。
- エ 当局は、公平で厳正な審査を確保するため、審査結果に関する問い合わせには一切応じることができません。

10 その他

- (1) 本件の設置者として選定された場合であっても、当局工事の発生や道路管理者の指導等により、設置位置が変更となる場合や設置不可となる場合があります。
- (2) 応募する前に、現地を確認してください。
- (3) レンタルスタンドの設置後、業績が著しく不振の場合、提案内容に偽りがあった場合又は設置条件に対する違反行為等があった場合には、設置許可を取り消すことがあります。
- (4) この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈によるものとします。

令和7年度 名古屋市交通局 モバイルバッテリースタンド募集一覧

別紙1

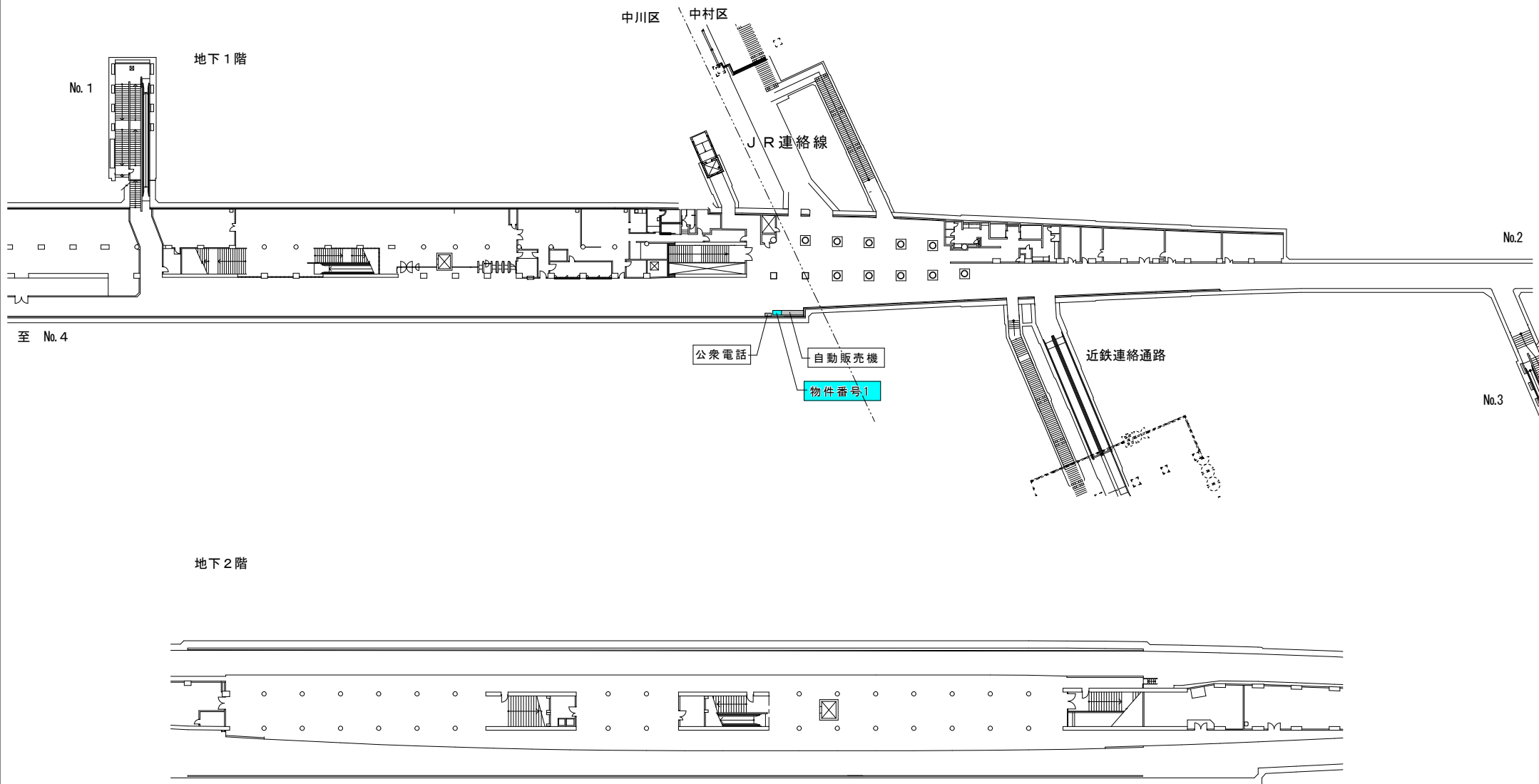
路線	物件 番号	駅名	設置場所	設置 種別	最低提案額 (月額)	広告緩 和	備考
東山線	1	八田駅	コンコース乗換通路付近	床	13,000		
	2	中村公園駅	2,3番出口付近	床	14,000	●	
名城線	3	茶屋ヶ坂駅	コンコース2番出口通路付近	床	13,000		
	4	新瑞橋駅	コンコース通路	床	14,000		
名港線	5	六番町駅	コンコース南改札付近	床	13,000		
鶴舞線	6	御器所駅	1番出口付近	床	14,000		
	7	平針駅	1番出口通路	床	13,000		
桜通線	8	瑞穂区役所駅	4番出入口付近	床	13,000		
	9	瑞穂運動場西駅	4番出入口付近	床	13,000		
	10	桜本町駅	コンコース通路	床	13,000		
合計				—	133,000	—	—

設置場所図面

八田

高畑 ← → 岩塚

名古屋市中川区八田町1812番地先 市道 八田第3号線



中村公園

岩塚 ← → 中村日赤

中村区豊国通 1 丁目 3 番地

No. 2, 3

No. 1

物件番号 2

自動販売機

地下 1 階

西改札

東改札

No. 6

No. 5

No. 4

地下 2 階

茶屋ヶ坂

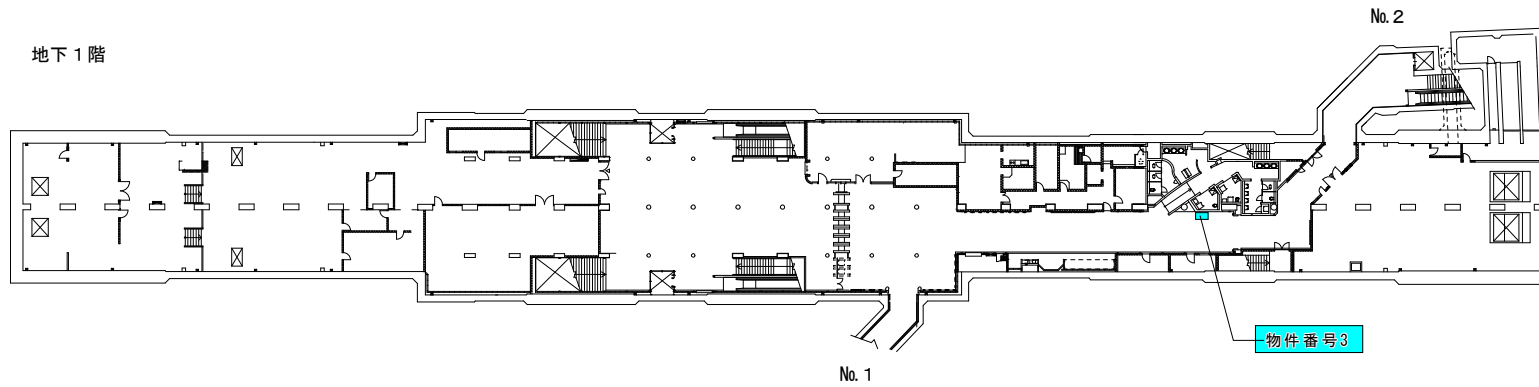
砂田橋 ← → 自由ヶ丘

千種区茶屋が坂一丁目2116番

市道 上野第21号線

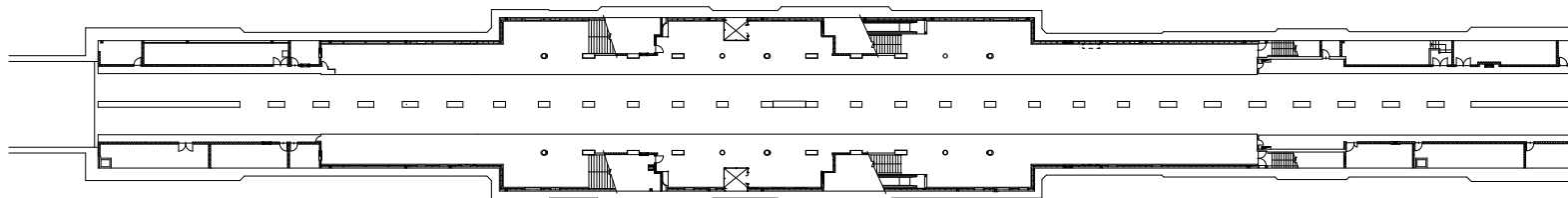
県道 田糲名古屋線

地下1階



物件番号3

地下2階



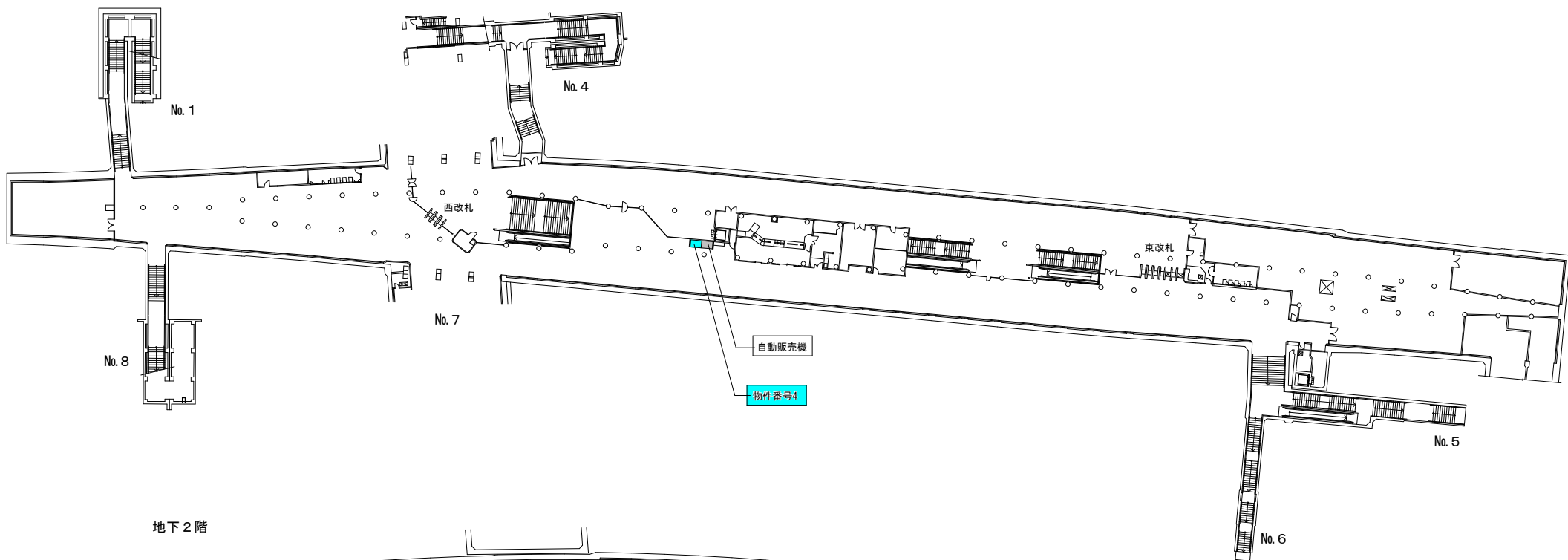
新瑞橋

(4号線)

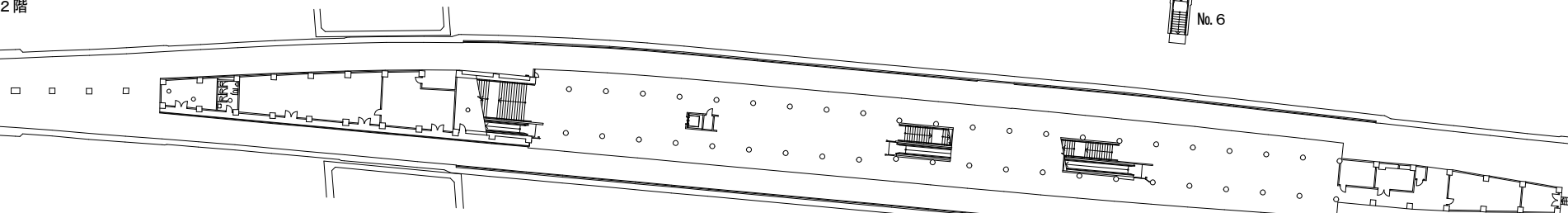
妙音通 ← → 瑞穂運動場東

瑞穂区州山町二丁目23番地先 県道 岩崎名古屋線

地下1階



地下2階

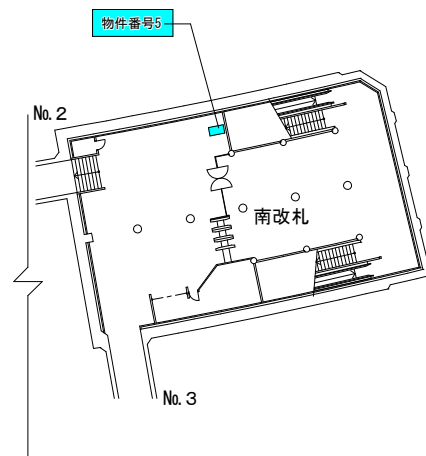
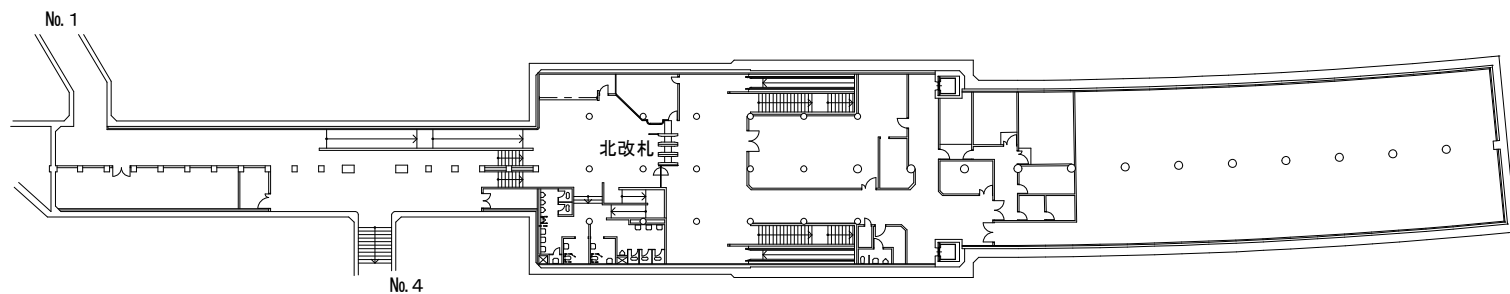


六番町

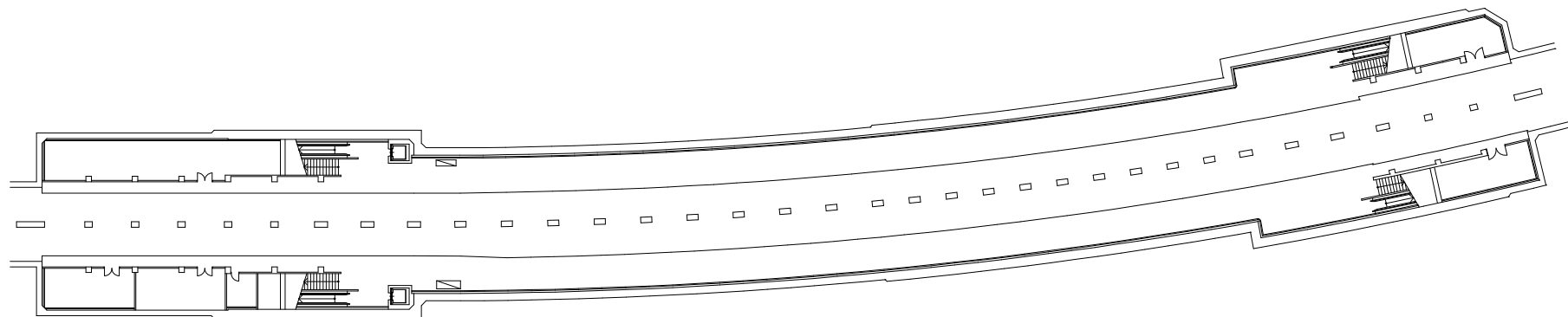
日比野← →東海通

熱田区四番一丁目10番12号 市道 江川線

地下1階



地下2階



御器所

(3 号)

荒畑 ← → 川名

昭和区御器所通三丁目 7 番地先 市道 山王線

地下 1 階

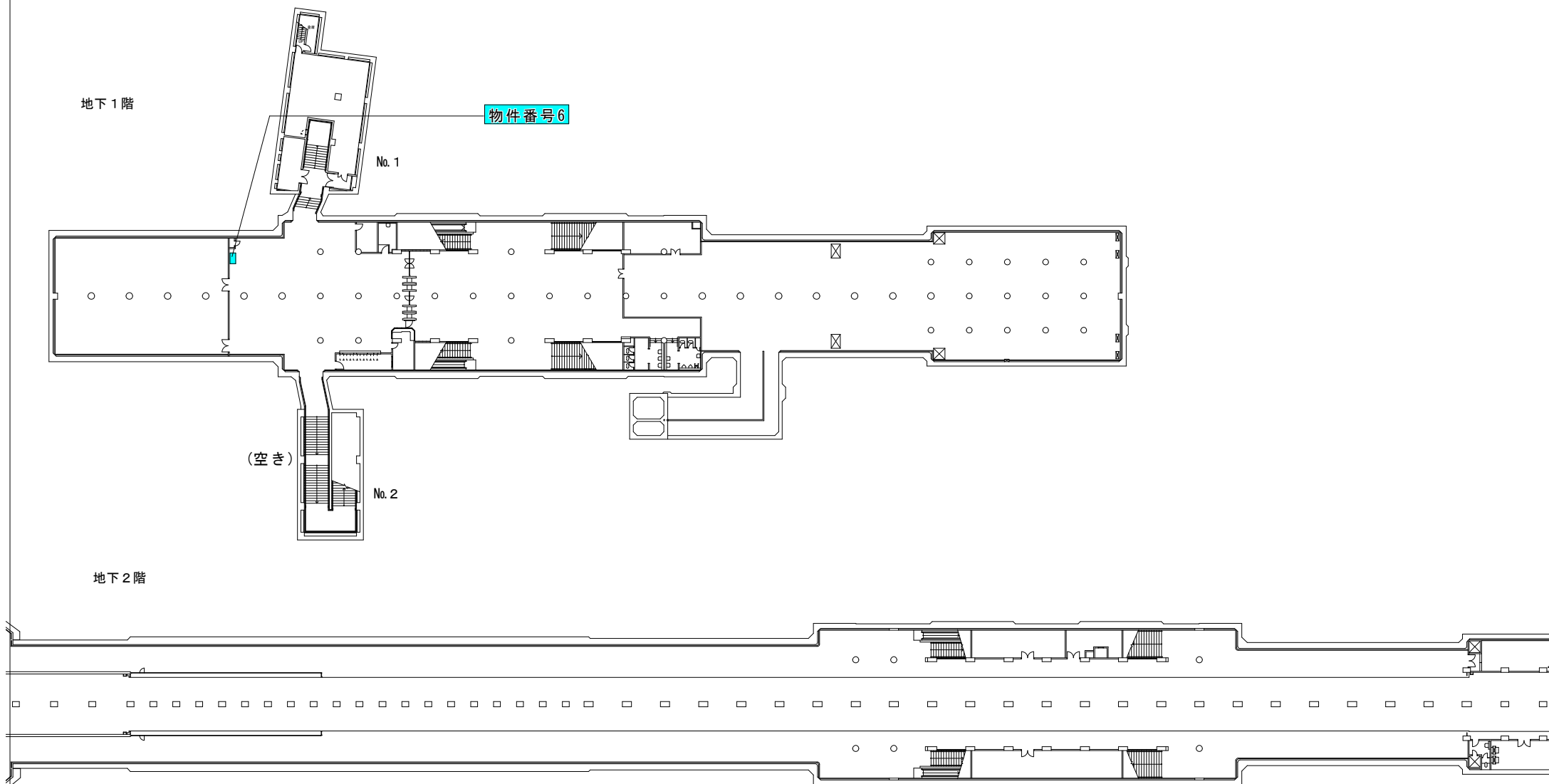
物件番号 6

No. 1

(空 き)

No. 2

地下 2 階

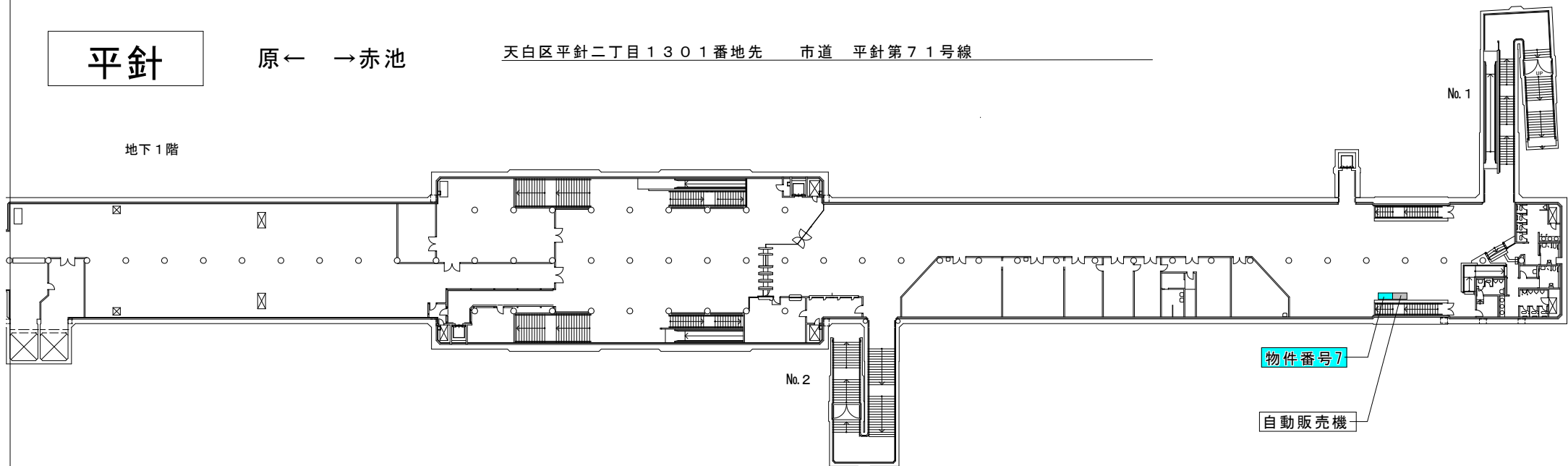


平針

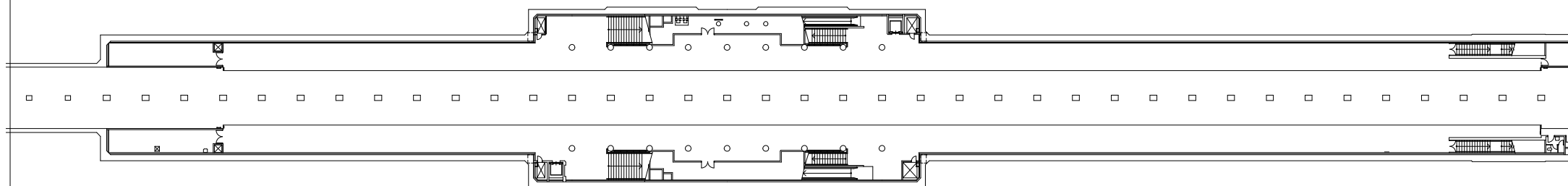
原 ← → 赤池

天白区平針二丁目 1 3 0 1 番地先 市道 平針第 7 1 号線

地下 1 階



地下 2 階



瑞穂区役所

桜山 ← → 瑞穂運動場西

瑞穂区瑞穂通2丁目27番地先

市道 名古屋環状線

物件番号8

地下1階

No. 1

No. 3

No. 4

地下2階

瑞穂運動場西

瑞穂区役所 ← → 新瑞橋

瑞穂区瑞穂通5丁目24番地先 市道 名古屋環状線

地下1階

No. 1

物件番号9

No. 2, 3

No. 5

自動販売機

No. 4

地下2階

桜本町

新瑞橋 ← → 鶴里

南区桜台一丁目101番地先 市道 名古屋環状線

地下1階

物件番号10

No. 1

No. 2

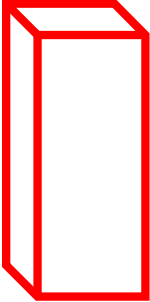
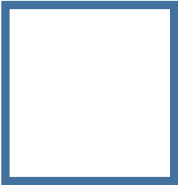
No. 4

No. 3

地下3階

設置場所写真

別紙 3

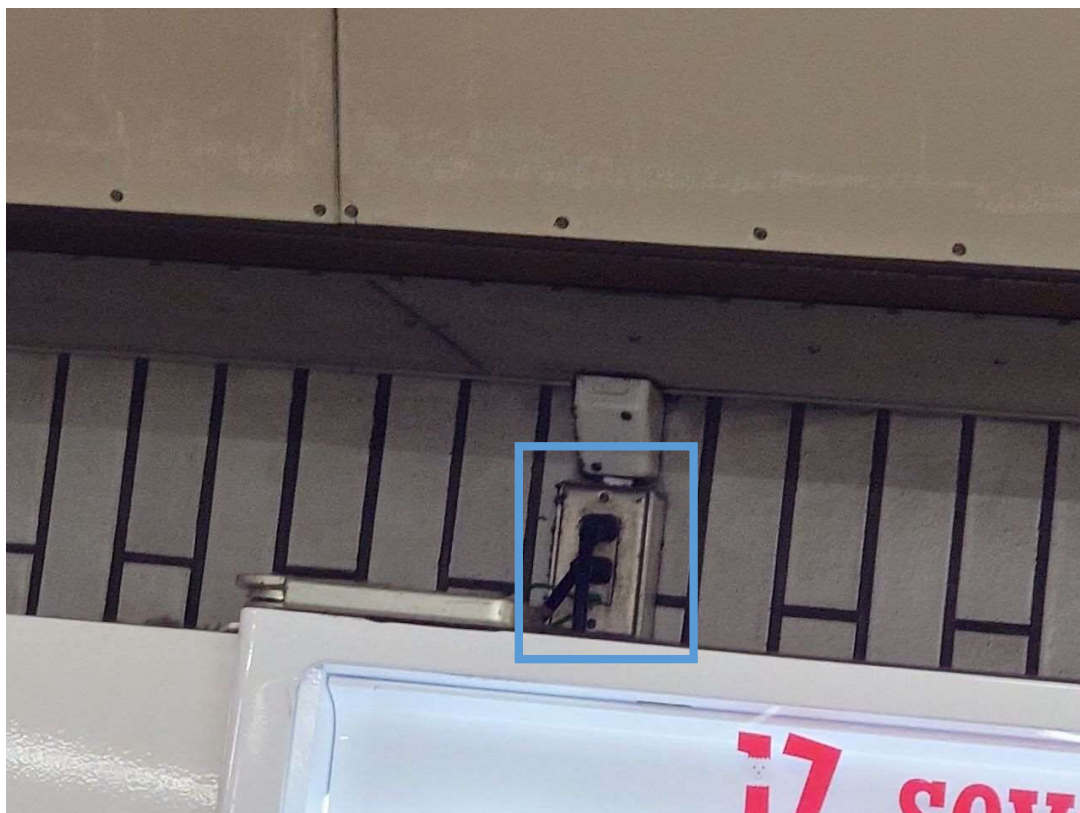
凡例	意味
	レンタルスタンド設置場所
	使用する電源コンセント

八田

物件番号 1



自動販売機撤去（～R8.3.31）
自動販売機跡地に設置



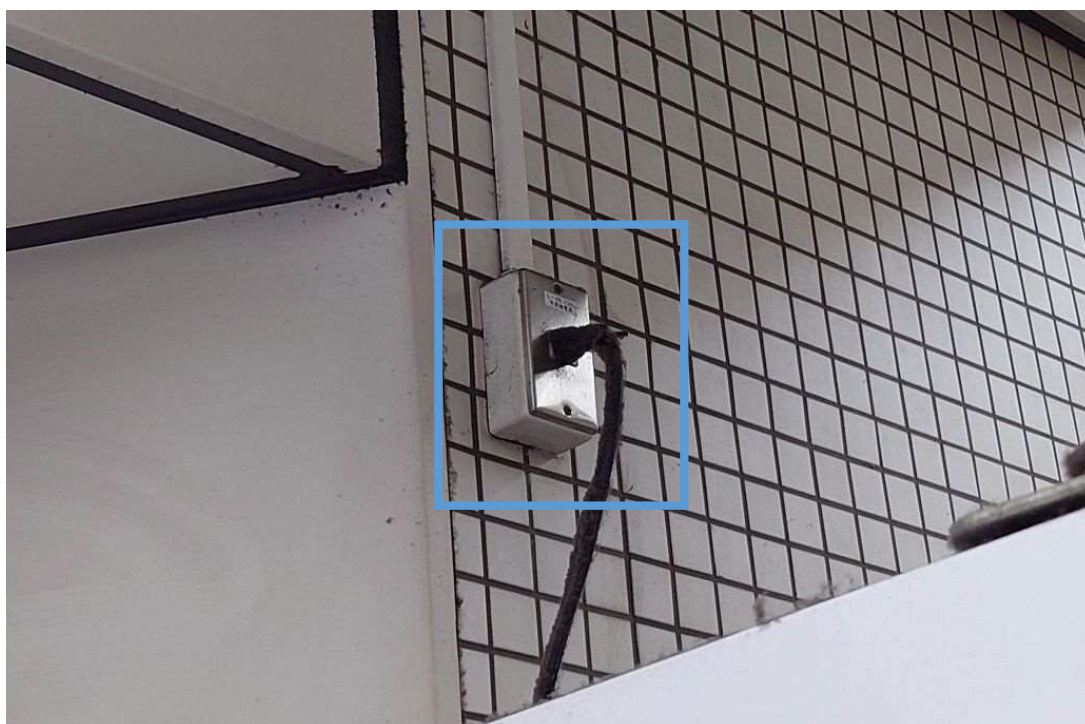


自動販売機撤去（～R8.3.31）
自動販売機跡地に設置





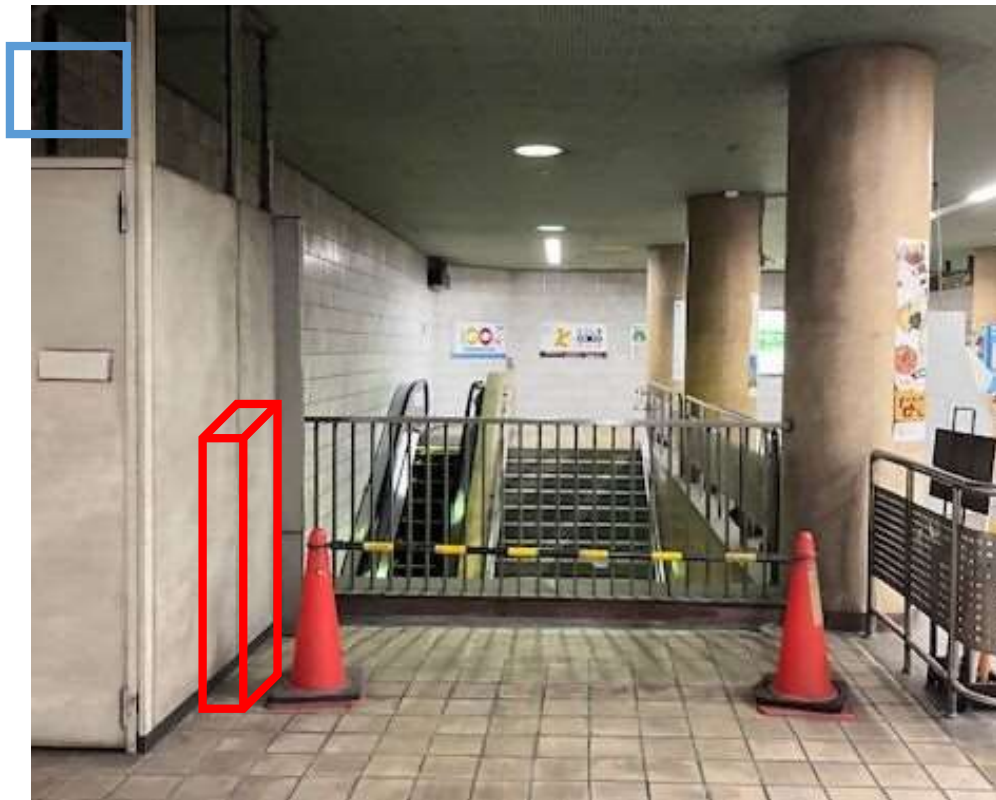
自動販売機撤去（～R8.3.31）
自動販売機跡地に設置





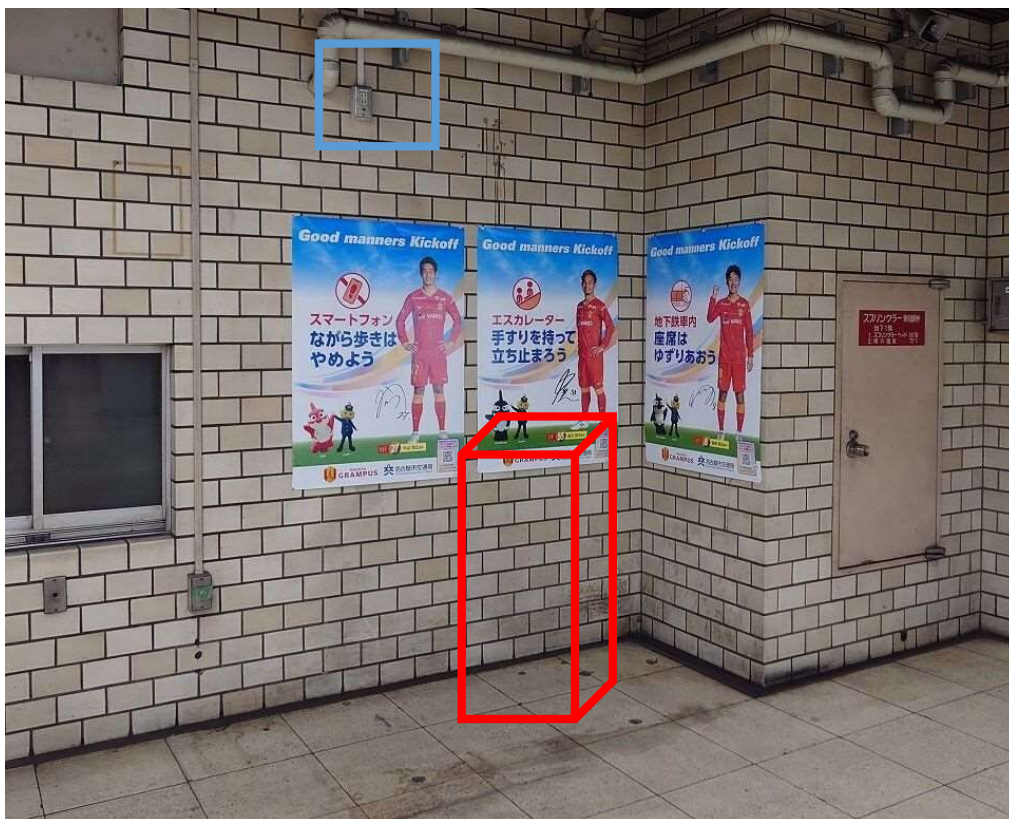
六番町

物件番号5



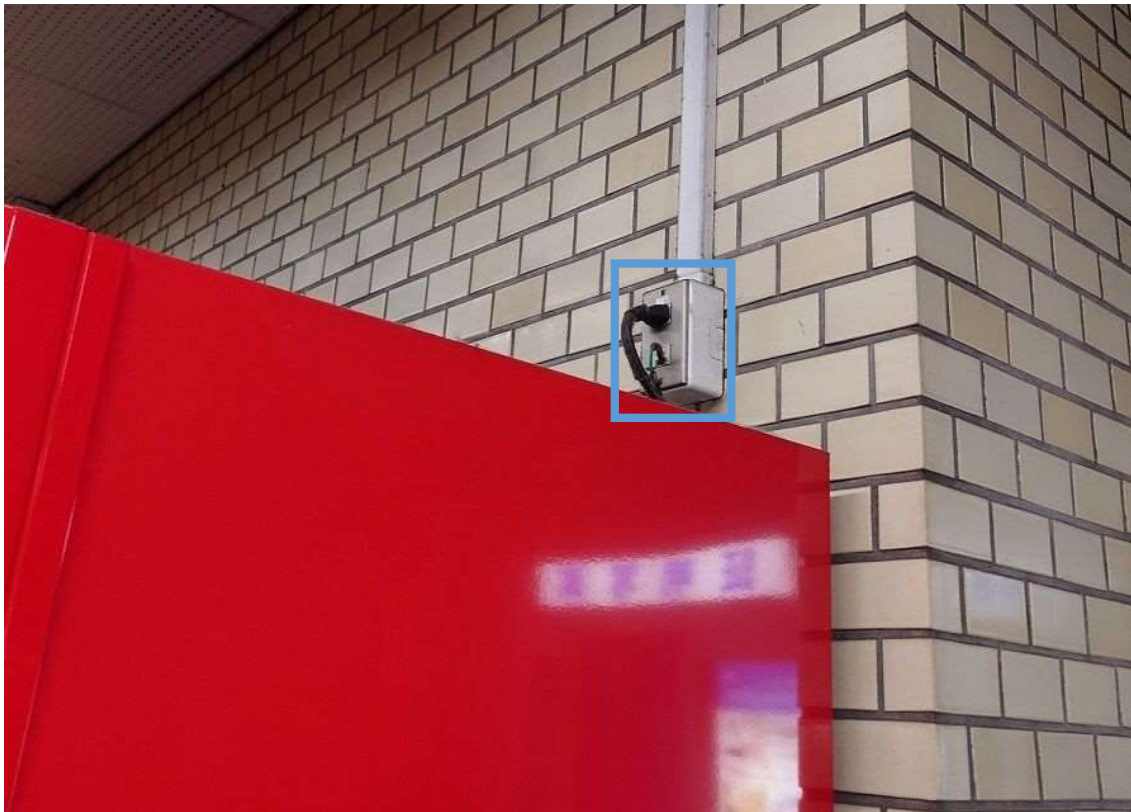
御器所

物件番号6





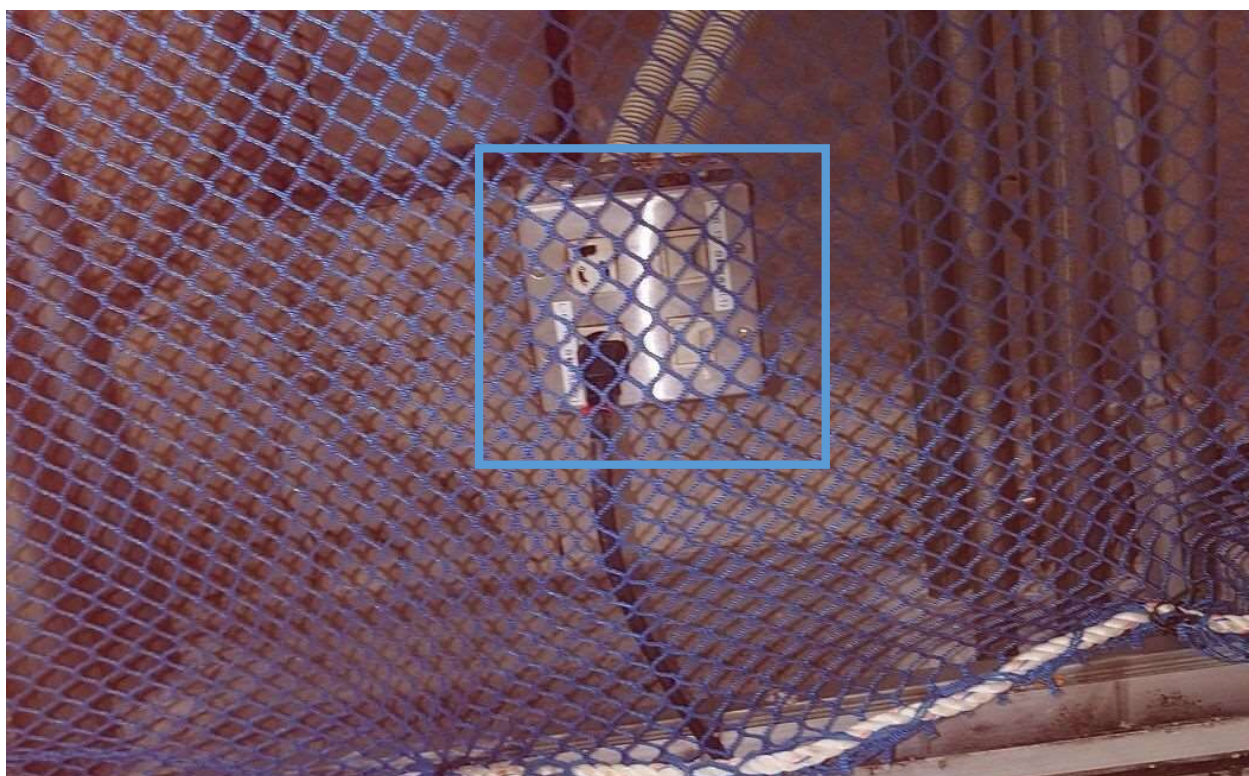
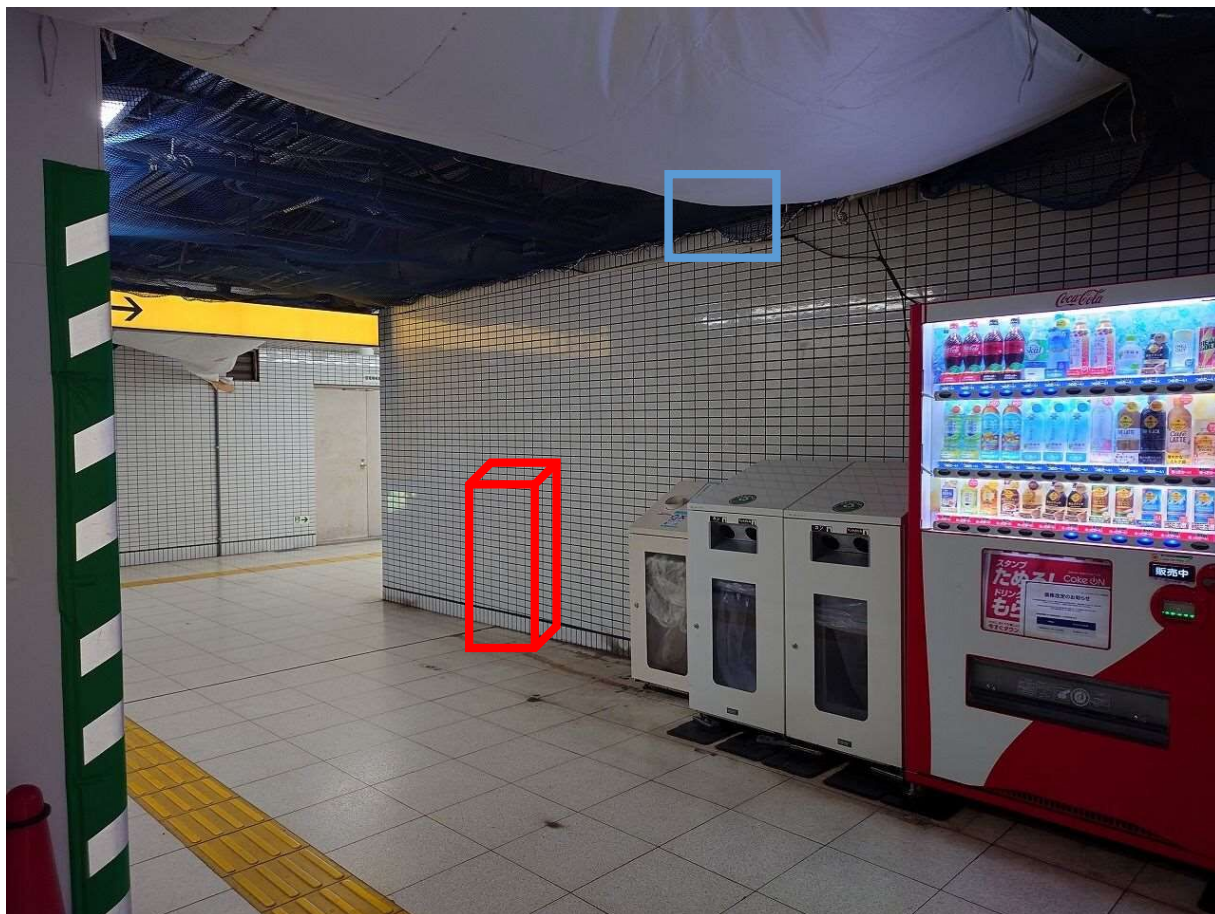
自動販売機撤去（～R8.3.31）
自動販売機跡地に設置





自動販売機撤去（～R8.3.31）
自動販売機跡地に設置





桜本町

物件番号10



「名古屋市が行う契約からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

名古屋市交通局長 様

所在地

社 名

年 ～ 月分 モバイルバッテリースタンド利用者数報告書

みだしのこと、以下のとおり報告いたします。

保証金番号	月数量		月数量		月数量	
	貸出	返却	貸出	返却	貸出	返却

名古屋市交通局御中

所在地
社名
代表者名

担当者名
連絡先 () -

令和6年度名古屋市交通局モバイルバッテリースタンド設置提案について

みだしのことについて、下記のとおり提案します。

なお、設置にあたっては、提案内容は責任を持って実施するとともに、設置条件はすべて了承し、遵守することを誓約します。

記

A 提案物件及び提案定額使用料

別紙(様式2)『提案定額使用料(月額)一覧表』に記入してください。

B トラブルへの対応(レンタルスタンドの故障、トラブル等への対応)

① 当日中に対応が可能な受付時間帯を記入してください。

- ・ 平日 時 分～ 時 分
- ・ 土日・祝日 時 分～ 時 分

※ 直接担当者に連絡が繋がらず、留守電による受付になる場合や、当日受付をしても対応が翌日以降になる時間帯は除いて記入してください。

② サポートセンターへの問い合わせ方法を具体的に記入してください。

C 清掃・メンテナンス頻度

① 清掃・メンテナンス頻度

該当する項目に○を記入してください。

1. 月4回以上 2. 月3回 3. 月2回 4. 月1回 5. 月1回未満

② 上記以外に、メンテナンスや清掃等を行っている又は今回の募集で設置者として選定された場合に行う予定の作業内容を具体的に記入してください。

D 国内規模

日本国内にレンタルスタンドを設置している基数

下の空欄に記入してください。(内容が確認できる資料提出を含みます。)

_____基

E 営業年数

自ら管理及び運営するレンタルスタンドを設置している期間

下の空欄に記入してください。(内容が確認できる資料提出を含みます。)

_____年 _____箇月

F 事業活動・社会貢献

災害救援機能付レンタルスタンドや児童基金等への募金等、社会貢献に該当するものがあれば記入してください。(内容が確認できる資料提出を含みます。)

提案定額使用料(月額)一覧表

貴社名

(税抜)

路線	物件 番号	施設名	設置場所	定額使用料 (最低提案額) (A)	提案加算額 (B)	提案定額使用料 (月額) (A+B)
東山線	1	八田駅	コンコース乗換通路付近	13,000	500 ×	円
	2	中村公園駅	2,3番出口付近	14,000	500 ×	円
名城線	3	茶屋ヶ坂駅	コンコース2番出口通路付近	13,000	500 ×	円
	4	新瑞橋駅	コンコース通路	14,000	500 ×	円
名港線	5	六番町駅	コンコース南改札付近	13,000	500 ×	円
鶴舞線	6	御器所駅	1番出口付近	14,000	500 ×	円
	7	平針駅	1番出口通路	13,000	500 ×	円
桜通線	8	瑞穂区役所駅	4番出入口付近	13,000	500 ×	円
	9	瑞穂運動場西駅	4番出入口付近	13,000	500 ×	円
	10	桜本町駅	コンコース通路	13,000	500 ×	円

誓約書

令和 7 年度 名古屋市交通局モバイルバッテリーレンタルスタンド設置提案募集への応募にあたり、下記について誓約します。

警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

役員等が暴力団員又は暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。

(社名・所在地・代表者)

応募者名

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載すること。

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 道路占用・行政財産使用許可に関する事項
- 2 契約締結に関する事項
- 3 保証金に関する事項
- 4 代金の請求、領収及び支払に関する事項
- 5 その他契約に関する一切の事項

追って、本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出のない限り、その効力のないことを誓約します。

年 月 日

委任者 (所在地)
(名称)
(役職・氏名)

上記委任の件承諾しました。

(所在地)
受任者 (名称)
(役職・氏名)

(あて先)名古屋市交通局長

請求領収委任状 保 管	取 扱 責 任 者	
----------------	--------------	--